

# 2025 年度千葉県社会人サッカーリーグ 1 部要項

1. 名 称 2025 年度千葉県社会人サッカーリーグ 1 部

2. 主 催 公益社団法人千葉県サッカー協会

3. 主 管 千葉県社会人サッカー連盟

4. 開催期日 2025 年 4 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

5. 参加チーム

2025 年度 1 部編成チームであって以下の条件を満たすこと。

- (1) (公財) 日本サッカー協会に登録された第 1 種 (準加盟を含む) のチームであること。
- (2) 本年度の加盟登録 (チーム・選手) を完了済みであること。
- (3) 本リーグへの参加申込を (公社) 千葉県サッカー協会を受領済みで、3 名以上の資格審判員の登録が完了していること。
- (4) (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームにおいては、同一「クラブ」内に所属するシニアおよび 2 種登録チームから移籍手続きを行うことなく本大会に選手を参加させることができる。

6. 試合方法

- (1) 参加チーム 1 回戦総当りリーグ戦【前期リーグ】を実施し終了後、上位・下位各 6 チームのグループに分かれて、1 回戦総当りのリーグ戦【上位リーグ・下位リーグ】を行う。  
尚、勝ち点や得失点は前期リーグより引き継ぐものとする。  
(勝ち点：勝ち 3 点・引分 1 点・負け 0 点)
- (2) 試合時間は 90 分間 (45 分ハーフ)
- (3) ハーフタイムのインターバル 15 分確保 (前半終了から後半開始まで)

7. 競技規則

- (1) 当該年度の (公財) 日本サッカー協会制定のサッカー競技規則によるものとする。但し、期間中の競技規則変更に関しては、(公社) 千葉県サッカー協会が定めた時期より実施する。
- (2) チームの要員は、「メンバー表」に記載された選手 20 名以内およびスタッフ 6 名以内とする。
- (3) ベンチには、交代選手 9 名以内、スタッフ 6 名以内の合計 15 名以内が着席できる。
- (4) 選手交代は、試合の前・後半を通じて 5 名に限り他の選手と交代することができる。この交代選手は、「メンバー表」に記載された交代選手 9 名以内の中から選ばなければならない。  
試合中の交代回数はハーフタイムの交代を除き 3 回を上限とする。
- (5) 「脳震盪 (疑い) による交代 (再出場無し)」の追加
  - ・ 1 試合において、各チームの最大 1 名の「脳震盪による交代」を使うことができる。
  - ・ 「脳震盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているにもかかわらず、行うことができる。
  - ・ 交代で退いた競技者が、脳震盪による交代で再び競技者になることはできない。
  - ・ 一方のチームが、「脳震盪による交代」を使用したならば、相手チームは (脳震盪に限らず)

「追加の交代要員」を使うことができる。

- ・脳震盪による交代はリーグ指定の「脳震盪専用交代用紙」を使い手続きする。
- ・脳震盪交代した競技者は、8日間の公式戦への出場は原則出来ないものとする。但し医師の診断書、あるいは許可を示すエビデンス「科学的根拠」があれば可能とする。（主管者常任理事に報告し承認が必要）

・その他、付属資料による。

- (6) チームは、チームカラーを基調としたものと、それとは全く異なる色の2着のユニフォーム（シャツ、パンツ、ストッキングの全てが正副共に、フィールドプレーヤー、ゴールキーパーそれぞれが色違いである事。たとえば、シャツのみ色違いでそれ以外供用等は認めない）を持参しなければならない。
- (7) 本大会で着用するユニフォームは（公財）日本サッカー協会が定める『ユニフォーム規程』にしたがう。なおチームが所属する団体が（公財）日本サッカー協会に複数のチームを1種登録している場合であって、その選手登録総数が100名を超えている場合に限り100番以上の選手番号を認める。
- (8) ユニフォームのアンダーウェアは同系色で可とする。またストッキングに巻くテープ類の色は問わない。
- (9) チームが試合開始時刻の20分前に会場に到着していない場合は、いかなる理由があろうとも棄権とみなし不戦敗扱いとする。その場合は、相手チームの（3-0）の勝ちとする。その試合に係る運営費は棄権したチームが負担する。
- (10) 試合時には必ず（公財）日本サッカー協会発行の2025年度の電子登録証（写真付き）を印刷して携帯し、試合前に提示すること。
- (11) 試合開始の最少人数は7名とする。但し途中の退場処分や負傷によるフィールドへの復帰不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。
- (12) 主審により退場を命じられた選手は次の公式試合1試合の出場を自動的に停止し、その後の処分については本リーグ規律部会が裁定する。
- (13) 同一試合中に2度の警告を受けた選手は本リーグ戦の次の1試合の出場を自動的に停止する。
- (14) 本リーグ戦中に受けた警告の累積が3回に該当する選手は本リーグ戦の次の1試合の出場を自動的に停止する。
- (15) テクニカルエリアを設置する。競技中チーム役員1名がテクニカルリアから戦術的指示を与えることが出来る。
- (16) 試合球は、リーグ指定球を用意する。
- (17) 同時に試合に出場できる外国籍選手は3名以内とする。
- (18) 上記以外については、主管及び参加チーム代表者にて協議し決定する。

## 8. 順位決定

- (1) 本リーグ全日程終了または2025年11月30日のいずれか早い時点で各リーグ（上位、下位）内で順位を決定する。順位の決定は勝ち点の合計が多いチームを上位とし、勝ち点が同一の場合は以下の順序により順位を決定する。
  - ①得失点差
  - ②総得点差
  - ③該当チーム間の対戦成績
  - ④フェアプレーポイント（警告：1ポイント、退場：3ポイント）
  - ⑤順位決定戦（主管連盟が必要とした場合に限り実施する。）

上記によっても決しない場合は、代表者による抽選によって順位が決定される。

- (2) 本リーグ戦の過半数以上の試合に参加できないチームがあった場合、そのチームの成績は本リーグ戦の結果には反映しない。

## 9. 運 営 費

参加チーム代表者にて協議し決定した金額を徴収する。

## 10. 運 営

- (1) チームは、当該試合において本部を設け実行委員及び運営担当を選出し、試合を管理し安全を確保する責任を負う。
- (2) 実行委員・運営担当は、試合結果の報告を指定日までに速やかに行う。

## 11. 費用・保険

- (1) 大会参加に要する費用は、全額参加者負担とする。
- (2) 参加者の負傷、疾病の処置はチームが責任を負う。  
参加者はスポーツ障害保険に加入すること。

## 12. 諸 注 意

- (1) 試合開始前ミーティングを試合開始70分前に実施する。ミーティングには、チーム代表者（監督）がメンバー表、選手証、正副2着のユニフォーム持参で参加すること。メンバー表及びユニフォームのチェック、その他運営方法の確認等を行う。
- (2) チームは試合会場に60分前には到着し、本部から使用する施設（更衣室、アップ場所等）の指示を受ける。利用施設のルールを厳守し、十分な配慮を行って会場担当者の指示に従うこと。
- (3) 利用施設の準備および片付けは、該当試合の両チームで行うこと。
- (4) スカウティングビデオを撮影する際は安全確保のため脚立の使用は禁止する。

## 13. そ の 他

- (1) 昇格・降格に関しては、千葉県社会人サッカー連盟が別途定めるルールにしたがう。  
尚、上位リーグの上位（開催年度出場枠数（1））チームは、関東社会人サッカー大会への出場義務を行う。
- (2) 雨天中止等の決定は、施設割り当て担当者が速やかに決定し連絡のこと。
- (3) 落雷発生時等の試合運営については以下に留意する。
- ・（公財）日本サッカー協会通達のとおり、人命優先とし落雷の懸念がなくなるまで試合は行わないこと。（開始または再開しない。）
  - ・会場の都合（借用時間等）により当該試合が終了できなかった場合、当該試合が前半戦を終了していればそこまでの結果で成立することとする。（例えば、当日2試合を予定しており1試合目で中断が発生⇒2試合目の開始予定までに前半が終了できるのであれば、そこで終了することを前提に再開することも可。）なお、本件は落雷に限らず他の気象条件においても適用する。
- (4) この要項に定めのない事項が発生した場合は、参加チーム代表者にて協議し主管者において審議を行い処理するものとする。

脳震盪又はその疑いのある選手が発生した取り扱い

■運用方法1（運用）

（1）原則

- ① 1試合において各チーム最大1名の「脳振盪による交代」を使うことができる。
- ② 「脳振盪による交代」は、その前に何人の交代が行われているのかにかかわらず行うことができる。
- ③ 交代要員9名・交代の最大数5名、交代回数3回とし、既に交代で退いた競技者が再出場することはできない。
- ④ 「脳振盪による交代で入る交代要員」が使われたならば、相手チームは、（脳振盪に限らず）「追加の交代要員」を使うことができる。

（2）進め方

- ① 「脳振盪による交代は」次により行うことができる。
  - ・ 脳振盪を受傷した、またはその疑いが生じた直後に
  - ・ フィールド上で診断、またはフィールド外での診断後に
  - ・ 競技者が、その時より前に受診を受け、競技のフィールドに戻った場合を含め、それ以外で脳振盪を受傷した、または疑われるときはいつでも
- ③ チームが「脳振盪による交代」を行うこととした場合、リーグ指定の脳震盪交代用紙を用いて主審/第4の審判員に知らせる。
- ④ 脳振盪を起こした、またはその疑いがある競技者は、その試合の残り時間に出場することができない。また、できる限り、更衣室や医療施設に関係者に付き添われて行かなければならない。
- ⑤ 主審や第4の審判員は、相手チームに1名の「追加交代要員」と1回の「追加交代の回数」を使うことができることを通知する。これは、「脳振盪による交代」を行うチームと同時でも、その後いつであっても使うことができる。

（3）交代の回数

- ① 「脳振盪による交代」は、「通常の交代」の回数の制限とは別に取り扱われる。しかしながら、チームが「脳振盪による交代」を「通常の交代」に合わせて行った場合1回の「通常交代」としてカウントされる。
- ② チームが「通常の交代」の回数を全て使い切ってしまったならば、「通常の交代」のために「脳振盪による交代」の枠を使うことはできない。
- ③ チームが「脳振盪の交代」を行った場合、相手チームは1名の「追加の交代要員」を使うことができ1回の「追加の交代」の機会を得る。この追加の交代回数は、「追加の交代要員」のためにのみ使うことができ、「通常の交代要員」には使うことができない。

（4）審判員

- ① 主審およびその他の審判員、特に第4の審判員は、競技者が交代すべきかどうか、また「通常の交代要員」、あるいは、「脳振盪による交代要員」と交代すべきかどうかというチームの決定プロセスにかかわらない。
- ② 負傷や、またはその疑いがある場合、それが「脳振盪による交代要員」を使用することに該当するかどうか判断してはならない。
- ③ 競技者が負傷した、またはその疑いがある場合、チームキャプテン、監督・コーチ、または医療スタッフ

に対して、競技者を診断する、あるいは処置する必要があるかもしれないことを伝えるなど、適切な援助をすべきである。

- ④ 負傷した競技者がプレーを続けることができないと、チームキャプテン、監督・コーチまたは医療スタッフが判断したならば、これを援助すべきである。これにより、主審は競技者が競技のフィールドから離れるまでプレーの再開を遅らせることが求められる。
- ⑤ 「脳振盪による交代」が不適切に使われたという懸念がある場合、リーグ役員に報告しなければならない。  
\* チームドクター、トレーナー等が確認し、監督が責任者として最終判断、審判員に通知する。

#### (5) 報告

脳振盪による交代を実施した場合、実行委員は緊急報告書を用い千葉県リーグ側役員へ報告すること。また、当該チームは以下のとおり報告すること。

- ① 試合後の医療対応の状況などの関連情報
- ② メディカルアセスメント 医師の診断書（主な内容）

\* 疑わしき場合を含めて脳振盪を受傷した競技者は、チーム役員が付き添って速やかに医療機関を受診し、その結果をリーグ側役員(常任以上)に報告する。

以上